

第1章 環境基本計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進主体



1 計画策定の背景

本区は、多くの水辺に恵まれており、その水辺は、幾多の変遷を経て独自の文化や伝統を育み、私たちにうるおいのある生活と環境をもたらしてくれています。この豊かな環境を未来あるこどもたちに残し、かけがえのない地球を守るために区民、事業者、区が共に行動し、環境保全に配慮したまちづくりを行い、水と緑に彩られた環境にやさしい都市の創造を目指して、江東区環境基本条例（以下「条例」という。）を平成10（1998）年12月に公布しました。

平成27（2015）年3月には条例第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、10か年計画の江東区環境基本計画を策定し、5年が経過した令和2（2020）年3月に中間の見直しを行い、江東区環境基本計画（後期）を策定し、『水と緑豊かな地球環境にやさしいまち』を区の目標、目指すべき環境像として定め、環境施策を推進してきました。

この間、本区をとりまく環境や、地球規模での環境問題に対する国際的な動向、国や東京都などの政策は大きく変化しています。

特に、地球温暖化による気候危機の深刻化や世界的な脱炭素社会の実現に向けた動きが加速する中で、国は令和2（2020）年に2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、本区も令和3（2021）年7月に「ゼロカーボンシティ江東区」の実現を目指すと表明しました。

気候変動への適応、食品ロス対策や循環経済への移行、生物多様性の保全の対応など世界規模で環境課題が深刻化する中、国内外で持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て確立された新たな生活様式の定着等、社会的状況も大きく変化しています。

このような背景を踏まえ、前計画の計画期間が令和6（2024）年度で終了することから、国内外の社会情勢や様々な環境課題に対応するため、新たな「江東区環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

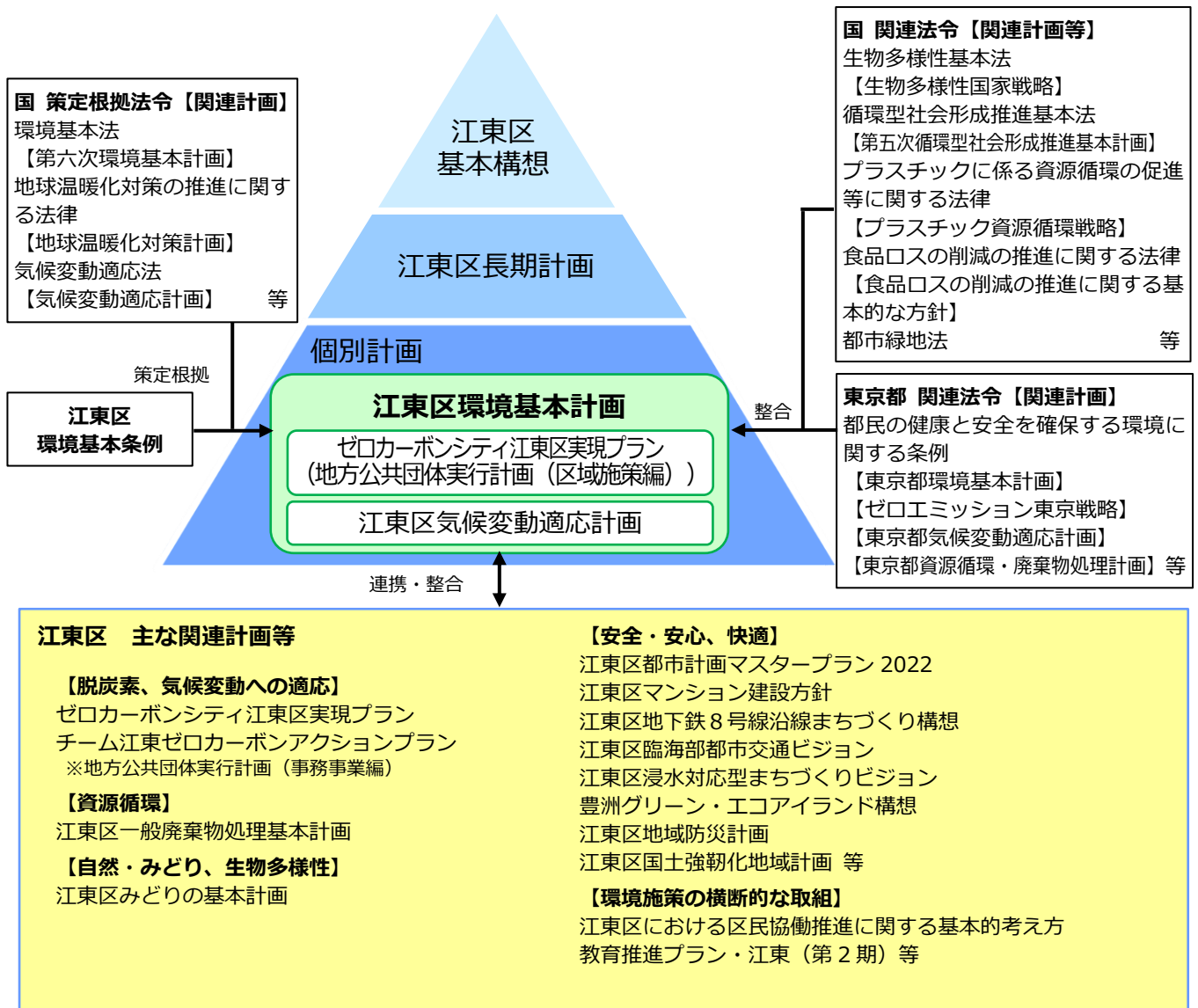
江東区環境基本条例の基本理念（条例第3条）

- 1 環境の保全は、すべての区民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、次に掲げる都市像の実現を目的として行われなければならない。
 - (1) 環境に与える負荷の少ない都市
 - (2) 人と自然とが共生している都市
 - (3) 健康で安全に暮らせる都市
 - (4) 快適で文化的に暮らせる都市
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題として、区、区民及び事業者のあらゆる活動において積極的に推進されなければならない。

2 計画の位置づけ

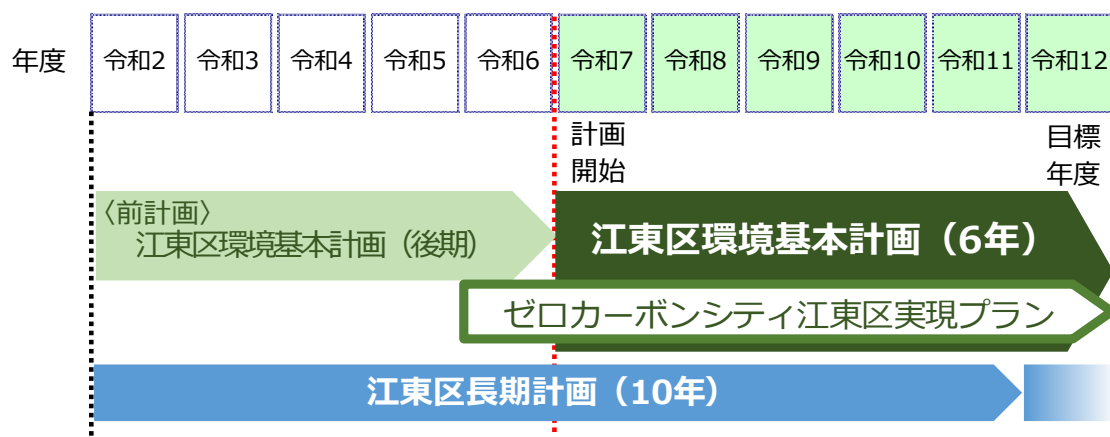
本計画は、「江東区基本構想」、「江東区長期計画」を環境面で支え、関連する計画との整合性を図りつつ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画です。また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」である「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」及び気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含し、区の目指す環境像（条例第 3 条基本理念）の実現に向けて、環境の保全に関する施策を示すとともに、区民、事業者、区のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。

江東区環境基本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。



江東区長期計画（環境に関する主な分野の抜粋）

目指すべき江東区の姿 施策の大綱 1 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

施策1 みどりの中の都市「CITY IN THE GREEN」の実現

取組方針	1. みんなでつくる水辺と緑 2. 水辺と緑のネットワークの形成 3. 公共施設の緑化 4. 生物多様性の保全
------	--

施策2 地球温暖化対策と環境保全

取組方針	1. みんなで取り組むエコ意識の向上 2. 再生可能エネルギーの普及促進と省エネルギー対策 3. 環境汚染の意識啓発と防止 4. まちの美化推進
------	---

施策3 持続可能な資源循環型地域社会の形成

取組方針	1. 持続可能な資源循環型地域社会実現に向けた啓発と情報発信 2. 5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の推進 3. ごみの適正処理と資源化の一層の促進 4. 事業系廃棄物の減量
------	--

4 計画の推進主体

江東区環境基本条例では、環境の保全にあたっての協働の取組及び区民、事業者、区の役割を定めています。本計画は、区が率先して全庁で取組を推進するとともに、区民、事業者がそれぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を実践し、区民、事業者、区が環境パートナーシップ（適正な役割分担と密接な連携）を形成することで、協働して計画を推進します。

区民、事業者、区の役割

区 民

- 日常生活において、環境負荷の低減を図るなど、環境の保全に取り組む。
- 地域における環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に参加し、協力する。

事業者

- 事業活動を行うにあたっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する必要な措置を講ずる。
- 区が実施する環境の保全に関する施策に参加し、協力する。
- 事業活動に伴う環境の保全に関する情報を提供する。

環境パートナーシップ

- 環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。
- 環境への影響が予想される施策の策定及び実施にあたっては、環境への負荷の軽減その他必要な措置を講ずる。
- 区民、事業者の自主的な環境の保全に関する活動への取組を支援するとともに、率先して各種の施策を推進する。
- 環境の保全に関する重要な計画等を策定又は変更するときは、区民及び事業者の意見を反映できる適切な措置を講ずる。

区

■たすけくんと仲間たち■

えこっくる江東の環境学習ナビゲーター「たすけくん」と仲間たちです。

たすけくんは、江東区の水辺で生まれたギンヤンマ。江戸っ子なので祭りの半てんを着ています。

たすけくんたちと一緒に、みんなでエコを考えよう。

